

## 第2次石垣市自殺対策計画策定業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

第2次石垣市自殺対策計画策定業務委託

### 2. 業務の目的

平成28年4月1日に施行された一部改正自殺対策基本法にて、都道府県及び市町村の「自殺対策計画」の策定が義務化されるとともに、市町村が果たす役割・責務が示された。

また、「自殺総合対策大綱」が令和4年10月に閣議決定され、今後取り組むべき施策が位置づけられた。こうした、国の動向を踏まえ、本市においても令和2年3月に策定した『石垣市自殺対策計画』を見直し、『第2次石垣市自殺対策計画(以下「計画」とする)』を策定することを目的とする。

### 3. 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月26日まで

### 4. 委託業務内容

#### (1) 現状把握・分析

自殺対策をめぐる国・県の施策や関連計画の動向、本市の概要及び現計画の進捗、地域保健福祉資源の整備状況、住民の現況及びサービスの利用状況等に関するデータや資料をもとに現状分析を行う。分析にあたっては、国から提供される地域自殺実態プロフィール等の関連資料及び本市から提供する各種資料を用いながら、自殺総合対策大綱、市町村自殺対策計画策定の手引き及び「第2次沖縄県自殺総合対策行動計画(中間見直し)」を踏まえ分析する。

#### (2) 庁内及び関係機関の把握・分析

自殺対策に関連する庁内の事業及び関係機関、医療機関、学校等に対して自殺対策の総合的・効果的な推進のために必要な取組を把握し分析する。

#### (3) 課題の抽出

現状把握・分析などの結果から、地域自殺対策実態プロフィール等をもとに、自殺対策に係る施策を実施する上での問題や課題を整理し、ライフステージや地域性に着目した重点課題の抽出を行う。

#### (4) 重点施策目標及び数値目標の設定

- ①現状分析の結果、国から提供される地域自殺対策の政策パッケージから本市の特性に応じた対策を重点課題とする。
- ②重点施策の検討にあたっては、国・県の計画の内容及び本市の総合計画、関連計画等との整合性を図り設定する。
- ③数値目標の設定にあたっては、国・県の評価指標及び数値目標、本市計画と整合性を図り設定する。

#### (5) 計画骨子案・素案の作成

上記の作業を踏まえて、計画の課題の抽出や整理を行い、今後の重点課題と施策の目標等をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成する。

#### (6) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施にかかる支援を行う。パブリックコメント実施の際のホームページ掲載用の計画素案電子データの提供及び回答に係る資料の作成や必要な助言を行う。

#### (7) 計画書本編及び計画書概要版の作成

図表等を活用し、分かりやすく読みやすい誌面を作成すること。また、識字の高いフォントの使用や配色等の工夫を心掛けること。また、計画書の構成は、全国及び過去とのデータ比較が容易に出来るよう工夫すること。

#### (8) 会議の運営支援

受託者は、計画の内容について検討を行う策定委員会等の開催、運営支援を行う。

- ①会議資料の作成
- ②会議への出席、進行支援
- ③議事録の作成

### 5. 成果品

- |                                  |      |
|----------------------------------|------|
| (1) 基礎調査資料データ                    | 1部   |
| (2) 計画書(A4版、50頁程度、表紙カラー、本文一部カラー) | 200部 |
| (3) 概要版(A4版、8頁程度、フルカラー)          | 500部 |
| (4) 電子データ                        | 1部   |
| (5) その他関係資料一式                    |      |

## 6. 納品場所

石垣市福祉部障がい福祉課

## 7. その他

- (1) アンケート調査は実施しないこととする。
- (2) 資料等作成及び提出資料等にかかる費用、受託者の交通費及びその他経費は第2次石垣市自殺対策計画策定業務の委託料に含むこと。
- (3) 計画書及び概要版(成果品)、計画策定にかかるデータ一式は PDF ファイル及び加筆修正等が可能な電子データファイルを納品すること。
- (4) 成果品にかかる所有権、著作権はすべて石垣市に帰属するものとする。
- (5) 受託者は個人情報の適切な取り扱いを行い、本業務の実施により知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (6) 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託したり請け負わせてはならない。ただし、本市に確認し承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項等については、双方協議の上処理する。